

## 覚 書

甲 福島県双葉郡川内村長遠藤雄幸（以下、甲という）と乙 公益社団法人福島原発行動隊（以下、乙という）は、川内村帰還事業支援活動にかかる業務内容などについて、ここに覚書を交わした。

### （支援業務の内容）

第1条 帰還住民の希望に応じて次の業務を行う。

- （1）家屋の中の清掃・整理
- （2）モニタリング： 平面図の作成、放射線強度測定、マッピング、マイクロホットスポットの有無の確認
- （3）除染： 必要な場合は除染方法の協議と実施
- （4）その他帰還住民の希望に応じて、予め甲と協議された業務

### （支援業務の申し合わせ事項）

第2条 前条の業務を行うために次の申し合わせ事項を確認しておく。

- （1）この業務は、無償ボランティア活動であること。
- （2）帰還住民の希望受付窓口は、川内村住民課とする。
- （3）この業務は、希望住民の同意に基づき実施すること。
- （4）この業務にあたっての個人情報保護を厳守すること。
- （5）住民とトラブルなど発生した場合には、すみやかに甲に報告すること。
- （6）住民とのトラブル及び乙の損失に関し、甲は責任を負わない。

### （支援業務の終了時期）

第3条 この支援業務の終了期間は、平成26年3月31日までとするが、それ以降については甲、乙協議により支援業務の延長もできる。

### （協議事項）

第4条 本書に規定のない事項や後発事項については、互いに協議したうえで業務推進に努める。

以上の通り、甲と乙の間に基本合意が成立した証として、本書2通を作成し、甲・乙それぞれ押印のうえ各1通を保有する。

平成24年9月14日

甲 住 所 福島県双葉郡川内村大字上川内字早渡11の24

氏 名 川内村長 遠藤雄幸 印

乙 住 所 東京都北区滝野川七丁目7番7号

氏 名 公益社団法人福島原発行動隊  
代表理事 山田恭暉 印